

一、四一六の二、四一六の七、四三二、大字小比内字狐森一三の五一、一三の六八、一三の六九、一三の八〇から一三の八三まで、一三の八九、一三の九一から一三の九四まで、一五の三、一五の一七、一五の一八、一五の二〇、六七の二、六七の三、六八の二、六八の三、六九の三から六九の六まで、七〇の一、七二の一、七二の二、七四の二から七四の四まで、一三一の二、一三一の五、一三八の一、一三九の三、一四〇の三、一四〇の五、一四一の一、一五二の三、一六〇、一六一、一六五及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部を新たに大字扇町二丁目とする。

大字小比内字富田二〇の一から二〇の三まで、二〇の一から二〇の一五まで、二七の二、二七の四から二七の八まで、二九の二、三〇の二、四三の三、二八四の一、二八四の五から二八四の一〇まで、二八七の三、二八七の四、二八八の三、二八八の四、二八九の三、二八九の四、二九三の三から二九三の五まで、二九三の三、二九四の三、二九四の四、二九五の三から二九五の六まで、二九六の二、二九六の三、二九七の二、二九八の二、二九八の三、二九九の三から二九九の六まで、三〇〇の三、三八〇の四、三八〇の五、四一七の五、四一八の五、四一九の一、四一九の三、四一九の五、四二〇の三、四三二、大字小比内字狐森一三の五二から一三の五五まで、一三の六六、一三の六七、一三の七二、一三の八七、一三の八八、一三の九〇及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部を新たに大字扇町三丁目とする。

大字小比内字富田五九の二、二三八の一から二三八の九まで、二三九の一から二三九の三まで、二四〇の一から二四〇の四まで、二四一の一、二四一の二、二四二から二四六まで、二四七の一、二四七の二、二四八から二四五まで、二六六の一から二六六の三まで、二六七、二六八の一、二六八の二、二九三の一、三〇一の一、三〇一の二、三〇二の一、三〇二の二、三〇二の三、三〇二の四、三〇二の七、三〇二の一〇から三〇二の二二まで、三〇三の二、三〇三の三、三〇四の二、三〇四の三、三〇六の二、三〇六の三、三〇九の一、三〇九の二、三一一、三七四、三七六、三七九の一、三七九の八、三七九の二、三八九から四〇二まで、四〇三の一、四〇三の六、四〇四の一、四〇五の一、四一六の一、四一六の四を大字小比内三丁目に編入する。

大字小比内字富田一五の二、二六九の一から二六九の四まで、二七〇の一から二七〇の三まで、二七一、二七二、二七三の一、二七三の二、二七四、二七五、二七六の一から二七六の八まで、二八七の一、二八八の一、二八九の一、二九〇から二九二まで、二九三の一、二九三の二、二九三の六から二九三の九まで、二九四の一、三八〇の一、三八一、三八二、四一七の一、四一八の一、四二〇の一、四二一から四二七ま

で、大字小比内字狐森九の一から九の三まで、九の五から九の一三まで、九の一五、九の一六、九の一八から九の三〇まで、一一の一、一一の二、一三の七〇、一三の七三から一三の七八まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部を大字小比内五丁目編入する。

大字小比内字富田五九の三から五九の五まで、五九の二、八〇の三、八一の二、八四の六、八五の四、八五の五、九一の三、九三の七、九四の三、九五の三、九五の四、九六の二、九七の二、九七の三、一〇三の二、一〇四の五、一〇四の六、三七二、三八八及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部を大字豊田二丁目編入する。

大字小比内字狐森九の一四、九の一七、一三の三から一三の五まで、一三の七から一三の一四まで、一三の一八、一三の一九、一三の二一から一三の二五まで、一三の二八、一三の三〇、一三の三一、一三の四四から一三の五〇まで、一三の五六から一三の六五まで、一三の七一、一三の八四から一三の八六まで、一五の二、一五の四、一五の八から一五の一まで、一五の三、一五の一四、一五の一九、一五の二二、一六八の一、一三九の一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部を大字門外一丁目編入する。

青森県告示第百六十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十四年七月二十九日

青森県知事 木村 守 男

指定居宅サービス事業者	名称 氏名	主たる事務所 又は住所	居宅サービス の種類	名称	所在地	指定 年月日
	有限会社ゆき	八戸市白銀五丁目一四の九				

有限会社 アイブ・ワ ン	南津軽郡藤崎 町大字藤崎 字三 豊田六一の三	通所介護	デイサービ スセンター えびす	南津軽郡藤崎 町大字藤崎 字 西浅田六〇	一 四・七 一六
有限会社 三 国村	三戸郡福地村 大字塚渡字 館 二の七	痴呆対応 型共同生 活介護	グループホ ーム三 国村	三戸郡福地村 大字塚渡字 館 二の七	"
社会福祉法 人つくし会	西津軽郡鰺ヶ 沢町大字北浮 田町字今須八 七の一	通所介護	デイサービ スセンター みなみ	西津軽郡鰺ヶ 沢町大字館前 字後口田二八 の四	"

青森県告示第百六十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成十四年七月二十九日

青森県知事 木 村 守 男

指定居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業を行う事業所	指 定 年 月 日
名 称	名 称	
主たる事務所の所在地	所 在 地	
特定非営利活動法人福地ガ ーリック	スマイル居宅介 護支援事業所	平成 一四・七・三
三戸郡福地村大 字塚渡字下外窪 一・二の六七	三戸郡福地村大 字塚渡字下外窪 一・二の六七	

青森県告示第百六十五号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第一条第一項の規定により、平成十四年七月十七日公有水面の埋立ての免許の出願があったので、同法第三条第一項の規定により、その要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、平内町役場に備え

置いて縦覧に供する。

平成十四年七月二十九日

青森県知事 木 村 守 男

一 出願人の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 出願人の住所及び名称

青森市長島一丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一

青森県知事 木村守男

二 埋立区域

1 位置

東津軽郡平内町大字清水川字水須九〇に隣接し、九〇から二の一七の地先公有

水面

2 区域

次の 地点から の地点までを順次に直線で結んだ線及び の地点と の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

の地点 東津軽郡平内町大字清水川字和山内に設置された三等三角点（北緯四〇度五四分五八秒、東経一四一度〇一分二五秒）の起点から七度五分四五秒一、一三七・三〇メートルの地点

の地点 から三七度九分三秒四〇・一三メートルの地点

の地点 から三〇七度九分三秒九・九六メートルの地点

の地点 から三七度九分三秒二六・一一メートルの地点

の地点 から一二七度九分三秒一一・三八メートルの地点

の地点 から二〇七度三分三秒一一・二二メートルの地点

の地点 から一一七度三分三秒一五七・四〇メートルの地点

の地点 から五〇度七分五八秒九九・九七メートルの地点

の地点 から一三九度四分三秒七九・〇一メートルの地点

の地点 から一二二度五八分二四秒三〇・〇〇メートルの地点

の地点 から一二二度五八分二五秒四・八〇メートルの地点

の地点 から一二二度五八分二四秒一〇六・九一メートルの地点

- 3 面積
 - 二四、九六二・九九平方メートル
- の地点 地点から二八八度三六分三六秒三七・八九メートルの地点
- の地点 地点から二八八度三六分三六秒二・七四メートルの地点
- の地点 地点から二八八度三六分三六秒八・七六メートルの地点
- の地点 地点から二八八度三六分三六秒五・〇八メートルの地点
- の地点 地点から二八八度三六分三六秒二・七四メートルの地点
- の地点 地点から二八八度三六分三六秒八・七六メートルの地点
- の地点 地点から二八八度三六分三六秒三・七四メートルの地点
- の地点 地点から二八八度三六分三六秒八・七六メートルの地点
- の地点 地点から二八八度三六分三六秒三・七四メートルの地点

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

東津軽郡平内町大字清水川字水須九〇から二の二九の地先公有水面及び同字九

〇 地内

2 区域

次の①の地点から⑨の地点までを順次に直線で結んだ線及び①の地点と③の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 東津軽郡平内町大字清水川字和山地区内に設置された三等三角点（北緯四〇度五四分五八秒、東経一四一度〇一分二五秒）の起点から七六度四〇分二九秒一、一一三・九〇メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から三七度九分二秒一一・二四メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から二七度九分二秒一四八・二九メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から四九度四三分六秒一一九・二六メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から一一九度五四分五秒七五・二四メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から一三九度四三分六秒一七三・〇八メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から二二二度五八分二秒一九一・五四メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から二二二度二分二秒一五二・〇五メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から二二八度一分二秒八・一七メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から二九三度四分二秒六三・九七メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から一八度三六分三六秒八・三五メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から二八八度三六分三六秒八四・九九メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から一八度三六分三六秒二・七四メートルの地点

- ⑭の地点 ⑬の地点から二八八度三六分三六秒三九・八四メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から三七度九分二秒六・一五メートルの地点

3 面積

七一、一一八・三五平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

青森県告示第三百六十六号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成十四年七月五日公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、同法第三条第一項の規定により、その要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、むつ県土整備事務所及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年七月二十九日

大湊港湾管理者 青 森 県

代表者 青森県知事 木 村 守 男

一 出願人の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 出願人の住所及び名称

むつ市金谷一丁目一の一

むつ市

2 代表者の住所及び氏名

むつ市金谷一丁目一の一

むつ市長 杉山 肅

二 埋立区域

1 位置

- むつ市大湊浜町四九五番、一一九番、一三〇番、一三四番、同市大湊上町一八番、二四番、二五番、二九番、二八番、三〇番、三三番、三四番、三三番、三五番、三七番、三八番、一八四番、四四番、四五番、四七番、四九番、五一番、五三番、五四番、五六番、五八番、六〇番、六三番、六六番、六九番、七二番、七四番、七六番、七八番、八一番、八〇番、八五番、八八番、八九番、九二番

九三番、九六番、九八番、一〇三番、一〇二番、一〇六番、一〇八番、一一〇番、一一二番、一一四番、一一七番、一二二番、一二三番、一二四番、一二七番、一二六番、一二八番、一三〇番、一三三番、一三四番、一三六番、一三七番、一三九番、一四一番、一四三番、一四五番、一四六番、一四八番、一五七番、一六一番、一六四番、一六七番、一六六番、一六九番、一七二番、一七一番、一八六番、一七五番、一七七番、一七八番、一八〇番、一八一番、二二八番、二二九番、二二二番、二二三番、二二四番、二二五番、二二〇番、二〇二番、二〇〇番、同市川守町九四番二及び九四番一の地先公有水面

2 区域

次の地点のうち の地点から、二四〇度四〇分三〇秒、五・三〇メートルの地点を円心とする半径五・三〇メートルの円周で の地点と の地点を結ぶ北東側の円弧、 の地点から二七二度三五分五九秒、七一・六四メートルの地点を円心とする半径七一・六四メートルの円周で の地点と の地点を結ぶ東側の円弧、 の地点から一〇八度二〇分四六秒、二六五・九四メートルの地点を円心とする半径二六五・九四メートルの円周で の地点と の地点を結ぶ西側の円弧、 の地点と の地点を結ぶ線、 の地点から二七五度一四分三九秒、五七三・二四メートルの地点を円心とする半径五七三・二四メートルの円周で の地点と の地点を結ぶ東側の円弧、 の地点と の地点を結ぶ線、 の地点から二八一度一分一三秒、三四五・七三メートルの地点を円心とする半径三四五・七三メートルの円周で の地点と の地点を結ぶ東側の円弧、 の地点と の地点を結ぶ線、 の地点から一〇七度四三分二秒、四一四・二六メートルの地点を円心とする半径四一四・二六メートルの円周で の地点と の地点を結ぶ北西側の円弧、 の地点から一〇二度〇七分四二秒、七一・六二メートルの地点を円心とする半径七一・六二メートルの円周で の地点と の地点を結ぶ西側の円弧、 の地点と の地点を結ぶ線、 の地点から二七三度二九分〇六秒、四六九・八九メートルの地点を円心とする半径四六九・八九メートルの円周で の地点と の地点を結ぶ線、 の地点から二八〇度一四一分一六秒、三一四・八四メートルの地点を円心とする半径三一四・八四メートルの円周で の地点と の地点を結ぶ線、 の地点から二九三度〇五分一〇秒、九五四・四〇メートルの地点を円心とする半径九五四・四〇メートルの円周で の地点と の地点を結ぶ東側の円弧、 の地点から の地点を順次結んだ線、 の地点から③⑤の地点を順次に結ぶ平成十三年の

秋分の満潮位(C・D・Lプラス〇・六八メートル)における公有水面と陸地との境界線及び③⑤の地点と の地点を結ぶ平成二年十一月二十七日付け青森県指令第四百七十一号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(C・D・Lプラス一・三〇メートルにより決定)により囲まれた区域

の地点 大湊港下北防波堤灯台(北緯四一度一六分三〇秒九、東経一四一度一〇分三三秒六)から二六九度一八分二〇秒一五九〇・二四メートルの地点

- の地点 ①の地点から一六六度三八分三一秒二・九一メートルの地点
- の地点 ②の地点から一九〇度二八分二秒一九・六三メートルの地点
- の地点 ③の地点から一九一度四七分四一秒六〇・六八メートルの地点
- の地点 ④の地点から一八五度一四分四二秒三七・四六メートルの地点
- の地点 ⑤の地点から一八八度一一分五五秒五九・四三メートルの地点
- の地点 ⑥の地点から一九一度一一分一四秒三四・四二メートルの地点
- の地点 ⑦の地点から一九四度二七分一五秒三九・四〇メートルの地点
- の地点 ⑧の地点から一九七度四三分〇六秒一九・一一メートルの地点
- の地点 ⑨の地点から一九四度五五分二八秒四〇・四一メートルの地点
- の地点 ⑩の地点から一八七度四八分二五秒一〇七・二五メートルの地点
- の地点 ⑪の地点から一八三度二九分〇六秒五一・八九メートルの地点
- の地点 ⑫の地点から一八六度五一分四〇秒五五・三五メートルの地点
- の地点 ⑬の地点から一九〇度一四分一九秒六四・七五メートルの地点
- の地点 ⑭の地点から一九六度三九分五四秒七〇・五〇メートルの地点
- の地点 ⑮の地点から二〇三度〇五分一三秒五一・七〇メートルの地点
- の地点 ⑯の地点から二〇六度三二分四九秒一一五・二二メートルの地点
- の地点 ⑰の地点から二一九度四四分四三秒九・五二メートルの地点
- の地点 ⑱の地点から二九五度五九分一三秒七七・九五メートルの地点
- の地点 ⑲の地点から二五度五九分四九秒一一四・〇一メートルの地点
- の地点 ⑳の地点から二四度二七分五一秒五一・七二メートルの地点
- の地点 ㉑の地点から一六度三三分四九秒六八・三八メートルの地点
- の地点 ㉒の地点から一八度五六分三〇秒六四・七六メートルの地点
- の地点 ㉓の地点から八度五二分四二秒五四・一一メートルの地点
- の地点 ㉔の地点から七度五二分四二秒五四・一一メートルの地点
- の地点 ㉕の地点から三度五八分四六秒五一・八九メートルの地点

三 埋立てに関する工事の施行区域

3 面積

八、九二五・九二平方メートル

1 位置

- むつ市大湊浜町四九五番、一一九番、一一三〇番、一一三四番、同市大湊上町一八番、二四番、二五番、二九番、二八番、三〇番、三三番、三四番、三三番、三五番、三五番、五七番、三八番、一八四番、四四番、四五番、四七番、四九番、五一番、五三番、五四番、五六番、五八番、六〇番、六三番、六六番、六九番、七二番、七四番、七六番、七八番、八一番、八〇番、八五番、八八番、八九番、九二番、九三番、九六番、九八番、一〇三番、一〇二番、一〇六番、一〇八番、一一〇番、一一二番、一一四番、一一七番、一二二番、一二三番、一二四番、一二七番、一二六番、一二八番、一三〇番、一三三番、一三四番、一三六番、一三七番、一三九番、一四一番、一四三番、一四五番、一四六番、一四八番、一五七番、一六二番、一六四番、一六七番、一六九番、一七二番、一七一番、一八六番、一七五番、一七七番、一七八番、一八〇番、一八一番、二二八番、二二九番、二二二番、二九三番、二九四番、二二五番、二二五番、二〇二番、二〇二番、二〇〇番、同市川守町九四番一、九四番一、九一番一、八六番、九三番、八二番及び八一番の地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と②の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 大湊港下北防波堤灯台(北緯四一度一六分三〇秒九、東経一四一度一分三三秒六) から二七一度四五分三六秒一五五・一・六七メートルの

地点

- ㉗の地点 ㉖の地点から七度四七分五四秒一〇八・六九メートルの地点
- ㉘の地点 ㉗の地点から一四度五二分〇〇秒四一・三五メートルの地点
- ㉙の地点 ㉘の地点から一八度五三分〇〇秒一九・一一メートルの地点
- ㊱の地点 ㉙の地点から一三度五〇分五八秒三八・三二メートルの地点
- ㊲の地点 ㊱の地点から一〇度三九分一秒三四・四二メートルの地点
- ㊳の地点 ㊲の地点から八度三分一七秒五八・四一メートルの地点
- ㊴の地点 ㊳の地点から四度四一分一五秒三七・四六メートルの地点
- ㊵の地点 ㊴の地点から二度二分一三秒六二・九五メートルの地点
- ㊶の地点 ㊵の地点から一度五九分〇六秒一五・六三メートルの地点
- ㊷の地点 ㊶の地点から九度四七分〇八秒四・四〇メートルの地点
- ㊸の地点 ㊷の地点から九度四七分〇八秒一七〇・〇二メートルの地点
- ㊹の地点 ㊸の地点から一八度四六分五九秒七四〇・一六メートルの地点
- ㊺の地点 ㊹の地点から二〇度二七分三九秒三九二・七四メートルの地点
- ㊻の地点 ㊺の地点から二九度二七分三四秒二二〇・七九メートルの地点
- ㊼の地点 ㊻の地点から二九度二七分三四秒四・三八メートルの地点
- ㊽の地点 ㊼の地点から三一度二九分四五秒一七四・四七メートルの地点
- ㊾の地点 ㊽の地点から二五度五七分二七秒一一三・四四メートルの地点
- ㊿の地点 ㊾の地点から二四度三分三九秒五一・七二メートルの地点
- ㊱の地点 ㊿の地点から一六度二八分二九秒六七・三一メートルの地点
- ㊲の地点 ㊱の地点から九度〇分四五秒六四・七六メートルの地点
- ㊳の地点 ㊲の地点から七度五六分四九秒五三・五七メートルの地点
- ㊴の地点 ㊳の地点から四度〇分二一秒五一・九〇メートルの地点
- ㊵の地点 ㊴の地点から七度四四分四五秒一〇九・四〇メートルの地点
- ㊶の地点 ㊵の地点から一四度四九分三〇秒四一・八一メートルの地点
- ㊷の地点 ㊶の地点から一八度四四分一八秒一九・一一メートルの地点
- ㊸の地点 ㊷の地点から一四度〇八分四三秒三七・七八メートルの地点
- ㊹の地点 ㊸の地点から一〇度三四分三〇秒三四・四二メートルの地点
- ㊺の地点 ㊹の地点から八度一四分一八秒五七・九一メートルの地点
- ㊻の地点 ㊺の地点から四度四七分〇三秒三七・四六メートルの地点
- ㊼の地点 ㊻の地点から二度一三分〇四秒六四・〇三メートルの地点
- ㊽の地点 ㊼の地点から一度四八分四九秒一五・七二メートルの地点
- ㊾の地点 ㊽の地点から七度二〇分四六秒一・二六メートルの地点
- ㊿の地点 ㊾の地点から六度〇六分四一秒五〇・八一メートルの地点

3 面積

二三四、二七九・一三平方メートル

四 埋立地の用途

緑地

青森県告示第三百六十七号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号) 第二条第一項の規定により、平成十四

年七月二十二日公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、同法第三条第一項の規定により、その要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、むつ県土整備事務所及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年七月二十九日

大湊港港湾管理者 青 森 県
代表者 青森県知事 木 村 守 男

一 出願人の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

- 1 出願人の住所及び名称
青森市長島一丁目の一
青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一
青森県知事 木村守男

二 埋立区域

1 位置

むつ市大湊浜町四九五番、一二九番、一三〇番、一三四番、同市大湊上町一八番、二四番、二五番、二九番、二八番、三〇番、三二番、三四番、三三番、三五番、三七番、三八番、一八四番、四四番、四五番、四七番、四九番、五一番、五三番、五四番、五六番、五八番、六〇番、六三番、六六番、六九番、七二番、七四番、七六番、七八番、八一番、八〇番、八五番、八八番、八九番、九二番、九三番、九六番、九八番、一〇三番、一〇二番、一〇六番、一〇八番、一一〇番、一一二番、一一四番、一一七番、一二二番、一二三番、一二四番、一二七番、一二六番、一二八番、一三〇番、一三三番、一三四番、一三六番、一三七番、一三九番、一四一番、一四三番、一四五番、一四六番、一四八番、一五七番、一六一番、一六四番、一六七番、一六六番、一六九番、一七二番、一七一番、一八六番、一七五番、一七七番、一七八番、一八〇番、一八一番、二二八番、二二九番、二二一番、二二三番、二四四番、二二五番、二〇二番、二〇一番、二〇〇番、同市川守町九四番二、九四番一及び九一番一の地先公有水面

2 区域

次の各地点のうち の地点から、二四四度四四分五六秒、二三・一〇メートル

の地点を円心とする半径二三・一〇メートルの円周で の地点と の地点を結ぶ北東側の円弧、 の地点から二七二度三六分〇〇秒、八九・四四メートルの地点を円心とする半径八九・四四メートルの円周で の地点と の地点を結ぶ東側の円弧、 の地点から一〇八度二〇分四七秒、二四八・一四メートルの地点を円心とする半径二四八・一四メートルの円周で の地点と の地点を結ぶ西側の円弧、 の地点と の地点を結ぶ線、 の地点から一〇三度二分四〇秒、二四八・八四メートルの地点を円心とする半径二四八・八四メートルの円周で、 の地点と の地点を結ぶ西側の円弧、 の地点と の地点を結ぶ線、 の地点から二七五度一四分四〇秒、五九〇・三四メートルの地点を円心とする半径五九〇・三四メートルの円周で の地点と の地点を結ぶ東側の円弧、 の地点と の地点を結ぶ線、 の地点から二七九度三九分三五秒、五九一・〇四メートルの地点を円心とする半径五九一・〇四メートルの円周で の地点と の地点を結ぶ東側の円弧、 の地点と の地点を結ぶ線、 の地点から二八一度一分一四秒、三六三・五三メートルの地点を円心とする半径三六三・五三メートルの円周で の地点と の地点を結ぶ東側の円弧、 の地点から一〇七度四三分一二秒、三九六・四六メートルの地点を円心とする半径三九六・四六メートルの円周で の地点と の地点を結ぶ西側の円弧、 の地点から一〇二度〇七分四二秒、六九三・八二メートルの地点を円心とする半径六九三・八二メートルの円周で の地点と の地点を結ぶ西側の円弧、 の地点と の地点を結ぶ線、 の地点から九九度一六分四一秒、六九四・三四メートルの地点を円心とする半径六九四・三四メートルの円周で の地点と の地点を結ぶ西側の円弧、 の地点から九二度一六分四一秒、六九四・三四メートルの地点を円心とする半径六九四・三四メートルの円周で の地点と の地点を結ぶ西側の円弧、 の地点と の地点を結ぶ線、 の地点から九六度三七分一〇秒、六九三・三二メートルの地点を円心とする半径六九三・三二メートルの円周で の地点と ①の地点を結ぶ西側の円弧、 ②の地点から二七三度二九分〇七秒、四八七・一九メートルの地点を円心とする半径四八七・一九メートルの円周で ②の地点と ③の地点を結ぶ東側の円弧、 ③の地点から ④の地点を順次結んだ線、 ④の地点から二八〇度一四分一六秒、三三三・六四メートルの地点を円心とする半径三三三・六四メートルの円周で ④の地点と ⑤の地点を結ぶ東側の円弧、 ⑤の地点と ⑥の地点を結ぶ線、 ⑥の地点から二八九度一五分三四秒、三三三・九四メートルの地点を円心とする半径三三三・九四メートルの円周で ⑥の地点と ⑦の地点を結ぶ東側の円弧、 ⑦の地点と ⑧の地点を結ぶ線、 ⑧の地点から二九三度〇五分一〇秒、九七一・五〇メートルの地点を円心とする半径九七一・

五〇メートルの円周で①の地点と②の地点を結ぶ東側の円弧、③の地点と④の地点を結ぶ線、⑤の地点から二九五度三七分二九秒、九四二・二〇メートルの地点を円心とする半径九四二・二〇メートルの円周で⑥の地点と⑦の地点を結ぶ東側の円弧、⑧の地点と⑨の地点を結ぶ線、⑩の地点から二九九度四分四二秒、二七・九二メートルの地点を円心とする半径二七・九二メートルの円周で⑪の地点と⑫の地点を結ぶ南側の円弧、⑬の地点と⑭の地点を結ぶ平成十三年の秋分の満潮位(C・D・Lプラス〇・六八メートル)における公有水面と陸地との境界線、⑮の地点から⑯の地点を順次結んだ線、⑰の地点から三〇〇度〇〇分二五秒、九五・四〇メートルの地点を円心とする半径九五・四〇メートルの円周で⑱の地点と⑲の地点を結ぶ東側の円弧、⑳の地点と㉑の地点を結ぶ線、㉒の地点から二八〇度一四分一七秒、四六九・八九メートルの地点を円心とする半径四六九・八九メートルの円周で㉓の地点と㉔の地点を結ぶ東側の円弧、㉕の地点と㉖の地点を結ぶ線、㉗の地点から九三度二九分〇六秒、七一・六二メートルの地点を円心とする半径七一・六二メートルの円周で㉘の地点と㉙の地点を結ぶ西側の円弧、㉚の地点から一〇二度〇七分四二秒、四一四・二六メートルの地点を円心とする半径四一四・二六メートルの円周で㉛の地点と㉜の地点を結ぶ西側の円弧、㉝の地点と㉞の地点を結ぶ線、㉟の地点から二八七度四分三二秒、三四五・七三メートルの地点を円心とする半径三四五・七三メートルの円周で㊱の地点と㊲の地点を結ぶ東側の円弧、㊳の地点と㊴の地点を結ぶ線、㊵の地点から二八一度一分一四秒、五七三・二四メートルの地点を円心とする半径五七三・二四メートルの円周で㊶の地点と㊷の地点を結ぶ北側の円弧、㊸の地点と㊹の地点を結ぶ線、㊺の地点から九五度一四分三九秒、二六五・九四メートルの地点を円心とする半径二六五・九四メートルの円周で㊻の地点と㊼の地点を結ぶ西側の円弧、㊽の地点から二八八度二〇分四五秒、七一・六四メートルの地点を円心とする半径七一・六四メートルの円周で㊾の地点と㊿の地点を結ぶ東側の円弧、㊿の地点から二七二度三五分五九秒五・三〇メートルの地点を円心とする半径五・三〇メートルの円周で㊿の地点と㊿の地点を結ぶ北東側の円弧及び㊿の地点との地点を結ぶ平成二年十一月二十七日付け青森県指令第四百七十一号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(C・D・Lプラス一・三〇メートルにより決定)により囲まれた区域

の地点 下北防波堤灯台(北緯四一度一六分三〇秒九、東経一四一度一〇分三二秒六)から二六九度三三分四五秒一五七三・九〇メートルの地点
 の地点 ①の地点から一六八度四〇分二一秒一・一二メートルの地点
 の地点 ②の地点から一九〇度二八分二一秒二四・五〇メートルの地点
 の地点 ③の地点から一九五度四六分三八秒二二・二五メートルの地点
 の地点 ④の地点から二八四度五六分四九秒〇・七〇メートルの地点
 の地点 ⑤の地点から一八九度一三分四三秒三四・五七メートルの地点
 の地点 ⑥の地点から一八五度一四分三七秒三七・四六メートルの地点
 の地点 ⑦の地点から一八七度二七分〇九秒四五・四八メートルの地点
 の地点 ⑧の地点から九九度五五分一三秒〇・七〇メートルの地点
 の地点 ⑨の地点から一九〇度二五分一八秒一五・七六メートルの地点
 の地点 ⑩の地点から一九一度一分一四秒三四・四二メートルの地点
 の地点 ⑪の地点から一九四度二七分一六秒四一・四三メートルの地点
 の地点 ⑫の地点から一九七度四三分一六秒一九・一一メートルの地点
 の地点 ⑬の地点から一九四度五五分二八秒三八・六八メートルの地点
 の地点 ⑭の地点から一九〇度四二分二七秒三四・五〇メートルの地点
 の地点 ⑮の地点から二七七度四分五三秒〇・五〇メートルの地点
 の地点 ⑯の地点から一八八度二九分一一秒一九・一九メートルの地点
 の地点 ⑰の地点から九七度三三分一七秒七・四六メートルの地点
 の地点 ⑱の地点から一八七度〇九分〇六秒一三・〇〇メートルの地点
 の地点 ⑲の地点から二七七度三三分一三秒七・四六メートルの地点
 の地点 ⑳の地点から一八五度〇二分五八秒三八・〇〇メートルの地点
 の地点 ㉑の地点から一八三度二九分〇七秒五一・八九メートルの地点
 の地点 ㉒の地点から一八六度二〇分〇一秒四八・四一メートルの地点
 の地点 ㉓の地点から九八度一五分五八秒七・四六メートルの地点
 の地点 ㉔の地点から一九〇度〇〇分一四秒二一・〇〇メートルの地点
 の地点 ㉕の地点から二七八度一六分一九秒六・九六メートルの地点
 の地点 ㉖の地点から一九〇度一四分一七秒五二・七四メートルの地点
 の地点 ㉗の地点から一九四度四五分〇三秒五二・三五メートルの地点
 の地点 ㉘の地点から二九一度二分四一秒〇・七〇メートルの地点
 の地点 ㉙の地点から二〇一度一〇分三八秒二二・二二メートルの地点
 の地点 ㉚の地点から二〇三度〇五分一三秒五一・七〇メートルの地点

- 32の地点 31の地点から二〇四度二一分一八秒四三・〇四メートルの地点
- 33の地点 32の地点から一五度一八分五六秒〇・七〇メートルの地点
- 34の地点 33の地点から二〇七度四八分五八秒七四・三五メートルの地点
- 35の地点 34の地点から二一〇度〇〇分二四秒七七・八六メートルの地点
- 36の地点 35の地点から二五四度二二分一七秒三九・一八メートルの地点
- 37の地点 36の地点から三〇度〇八分五四秒二七・九二メートルの地点
- 38の地点 37の地点から一一九度四四分四三秒九・五二メートルの地点
- 39の地点 38の地点から三〇度〇〇分二四秒七七・九〇メートルの地点
- 40の地点 39の地点から二六度三二分四七秒一一・五二メートルの地点
- 41の地点 40の地点から二三度〇五分一二秒五一・七〇メートルの地点
- 42の地点 41の地点から一六度三九分五四秒七〇・五〇メートルの地点
- 43の地点 42の地点から一〇度一四分一八秒六四・七五メートルの地点
- 44の地点 43の地点から六度五一分四〇秒五五・三五メートルの地点
- 45の地点 44の地点から三度二九分〇六秒五一・八九メートルの地点
- 46の地点 45の地点から七度四八分二五秒一〇七・二五メートルの地点
- 47の地点 46の地点から一四度五五分二八秒四〇・四一メートルの地点
- 48の地点 47の地点から一七度四三分〇五秒一九・一一メートルの地点
- 49の地点 48の地点から一四度二七分一五秒三九・四〇メートルの地点
- 50の地点 49の地点から一度一分一四秒三四・四二メートルの地点
- 51の地点 50の地点から八度二分五五秒五九・四三メートルの地点
- 52の地点 51の地点から五度一四分四二秒三七・四六メートルの地点
- 53の地点 52の地点から一度四七分四一秒六〇・六八メートルの地点
- 54の地点 53の地点から一〇度二八分二秒一九・六三メートルの地点
- 55の地点 54の地点から三四度三八分三一秒二・九一メートルの地点

3 面積

一六、八八七・三四平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

- むつ市大湊浜町四九五番、一二九番、一三〇番、一三四番、同市大湊上町一八番、二四番、二五番、二九番、二八番、三〇番、三三番、三四番、三三番、三五番、三七番、三八番、一八四番、四四番、四五番、四七番、四九番、五一番、五三番、五四番、五六番、五八番、六〇番、六三番、六六番、六九番、七二番、

- 七四番、七六番、七八番、八一番、八〇番、八五番、八八番、八九番、九二番、九三番、九六番、九八番、一〇三番、一〇二番、一〇六番、一〇八番、一一〇番、一一二番、一一四番、一一七番、一二一番、一二二番、一二四番、一二七番、一二六番、一二八番、一三〇番、一三三番、一三四番、一三六番、一三七番、一三九番、一四一番、一四三番、一四五番、一四六番、一四八番、一五七番、一六一番、一六四番、一六七番、一六六番、一六九番、一七二番、一七一番、一八六番、一七五番、一七七番、一七八番、一八〇番、一八一番、二二八番、二二九番、二二一番、二二三番、二九四番、二二五番、二〇二番、二〇一番、二〇〇番、同市川守町九四番二、九四番一、九一番一号、八六番、九三番、八二番及び八一番の地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と②の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 大湊港下北防波堤灯台（北緯四一度一六分三〇秒九、東経一四一度一〇分三三秒六）から二七一度四五分三六秒一五五・六七メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から九九度四七分〇八秒四・四〇メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から九九度四七分〇八秒一七〇・〇二メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から一八九度四六分五九秒七四〇・一六メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から二〇六度二七分三九秒三九二・七四メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から二九六度二七分三四秒二二〇・七九メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から二九六度二七分四四秒四・三八メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から三一度二九分四五秒一七四・四七メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から二五度五七分二七秒一一三・四四メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から二四度三〇分三九秒五一・七二メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から一六度二八分二九秒六七・三二メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から九度〇〇分四五秒六四・七六メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から七度五六分四九秒五三・五七メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から四度〇〇分二一秒五一・九〇メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から七度四四分四五秒一〇九・四〇メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から一四度四九分三〇秒四一・八一メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から一八度四四分一八秒一九・一一メートルの地点

“	九月 十一日	午後 三時から	川内支所	検査対象区域
“	九月 十日	午後 二時から	中央公民館車庫	
“	九月 九日	午後 三時から	石亀地区研修センター	
“	九月 十一日	午前 九時三十分から	五戸町役場浅田支所	田子町

青森県知事 木村守男

平成十四年七月二十九日

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、次のとおり特定計量器の定期検査を実施するので、同法第二十一条第二項の規定により公示する。

青森県告示第三百六十八号

四 埋立地の用途
護岸用地

3 面積

一三四、二七九・一三三平方メートル

- ㉞の地点
- ㉟の地点
- ㊱の地点
- ㊲の地点
- ㊳の地点
- ㊴の地点
- ㊵の地点
- ㊶の地点
- ㊷の地点
- ㊸の地点
- ㊹の地点
- ㊺の地点
- ㊻の地点
- ㊼の地点
- ㊽の地点
- ㊾の地点
- ㊿の地点

十月 三日	午前 九時三十分から	農村婦人の家	階上町
“	午後 三時から	ハートフルプラザ・はしかみ	
十月 二日	午前 九時三十分から	階上漁業協同組合	
“	午後 三時から	中央公民館	南郷村
十月 一日	午前 九時三十分から	南郷村役場島守支所	
九月 三十日	午後 三時から	中央公民館車庫	福地村
九月 二十六日	午前 九時三十分から	三戸町民体育館	
“	午後 三時から	“ 猿辺支所	三戸町
九月 二十五日	午前 九時三十分から	“	
九月 二十四日	午後 二時から	三戸町役場斗川支所	
九月 十九日	午前 九時三十分から	山村開発センター	新郷村
“	午後 三時から	西越公民館	
九月 十八日	午前 九時三十分から	しんせい五戸農業協同組合 倉石支所又重出張所	倉石村
九月 十七日	午後 三時から	倉石村コミュニティセンター	
九月 十三日	午前 九時三十分から		
“	午後 三時から	五戸町立公民館	五戸町
九月 十二日	午前 九時三十分から		

十月 十一日 正午前 九時三十分 まで	〃 午後 三時 まで	十月 十日 正午前 九時三十分 まで	〃 午後 三時 まで	十月 九日 正午前 九時三十分 まで	〃 午後 三時 まで	十月 八日 正午前 九時三十分 まで	十月 七日 午後 三時 まで	〃 午前十一時 三十分 まで
南部町役場公用車車庫				中央公民館		剣吉公民館	田代福祉館	
南部町				名川町				

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
東奥印刷株式会社	青森市古川二丁目一七番五号	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭